

○鹿沼市ひとり親家庭医療費助成に関する条例

昭和50年3月26日

条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭の親と子に対し医療費の一部を助成することにより、その保健の向上とひとり親家庭の福祉の増進を図ることを目的とする。

(昭和53条例12・平成8条例4・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において「ひとり親家庭の親と子」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)と死別した者又は離婚した者で現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)をしていないもの及びこれに準ずる規則で定める者(以下「配偶者のない者」という。)であって、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(以下「児童」という。)を現に扶養しているもの及びその児童
- (2) 父母のない児童を現に扶養している配偶者のない者及びその児童
- (3) 父母のない児童であって、配偶者のない者以外の者に扶養されているもの

2 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (5) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
- (6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

3 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、家族療養費、保険外併用療養費、特別療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費をいう。

4 この条例において「一部負担金等」とは、保険給付を受ける者が医療保険各法の規定により負担すべき額(附加給付等があるときは、その額を控除した額)をいう。

5 この条例において「受給資格者」とは、市長が交付する受給資格者証を有する者をいう。

6 この条例において「扶養義務者」とは、受給資格者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその受給資格者と生計を同じくする者をいう。

7 この条例において「医療機関等」とは、医療保険各法の規定により保険給付を取り扱う病院、診療所、薬局その他のものをいう。

（昭和53条例12・昭和57条例7・昭和57条例29・昭和59条例30・平成6条例20・平成6条例29・平成8条例4・平成10条例10・平成18条例17・平成19条例17・平成20条例12・平成22条例16・一部改正）

（助成対象者）

第3条 この条例に定める医療費の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、ひとり親家庭の親及び子であって、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であり、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長が交付する受給資格者証に助成対象者として記載されている者とする。

(1) 本市の区域内に住所を有する者（国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者となる者及び高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により他の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者を除く。）

(2) 国民健康保険法第116条の2の規定により本市が行う国民健康保険の被保険者となる者

(3) 本市の区域内に住所を有していたと認められることにより、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により栃木県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者

（昭和53条例12・昭和57条例29・昭和59条例30・平成8条例4・平成14条例39・平成18条例17・平成20条例12・平成22条例16・一部改正）

（適用除外）

第4条 前条の規定にかかわらず、受給資格者、助成対象者、扶養義務者又は受給資格者の配偶者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成しない。

(1) 受給資格者の所得が、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条又は第9条の2の規定による支給制限に該当するとき。

(2) 扶養義務者又は受給資格者の配偶者の所得が、児童扶養手当法第10条又は第11条の規定による支給制限に該当するとき。

(3) 助成対象者が、生活保護法（昭和25年法律第144号）又はその他法令等により医療費の給付の全部を受けることができるとき。

（平成22条例16・追加）

（助成）

第5条 市長は、第3条に定める助成対象者が受けた保険給付につき一部負担金を支払った場合においては、当該支払額に相当する額を助成するものとする。

（昭和53条例12・昭和57条例7・昭和57条例29・平成6条例20・平成8条例4・平成11条例27・平成19条例17・一部改正、平成22条例16・旧第4条繰下・一部改正）

（助成の方法）

第6条 前条の助成は、助成対象者の申請に基づき行うものとする。

2 前項の申請は、助成対象者が保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内に行わなければならない。

（昭和53条例12・平成8条例4・一部改正、平成22条例16・旧第5条繰下）

（助成金の返還）

第7条 市長は、偽りその他不正な行為により第5条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

（平成22条例16・旧第6条繰下・一部改正）

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（平成6条例29・一部改正、平成22条例16・旧第7条繰下）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

（平成17条例28・旧附則・一部改正）

（栗野町の編入に伴う経過措置）

2 栗野町の編入の日（以下「編入日」という。）前に、栗野町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（昭和51年栗野町条例第14号。以下「栗野町条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

（平成17条例28・追加）

- 3 編入日前に栗野町の区域内に住所を有する者で栗野町条例第4条第1号又は第2号の規定に該当していたものであっても、この条例の規定を適用することができるものとする。

(平成17条例28・追加)

- 4 編入日前に栗野町条例の規定により交付を受けたひとり親家庭医療費受給資格者証は、この条例の相当規定により交付を受けた受給資格者証とみなす。

(平成17条例28・追加)

附 則 (昭和53年3月27日条例第12号)

(施行期日)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年3月25日条例第7号)

(施行期日)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年12月24日条例第29号) 抄

(施行期日)

この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則 (昭和59年12月24日条例第30号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の鹿沼市母子家庭医療費助成に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第3項の規定は、昭和59年10月1日から適用する。

- 2 改正後の条例第2条第2項第4号の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

(助成に関する経過措置)

- 3 昭和59年10月1日から昭和60年1月31日までの間(以下「経過期間」という。)において70歳未満である日がある者で、経過期間中に改正後の条例第3条第1号又は第2号に該当することにより母子家庭医療費受給資格者証を有することとなった者(改正前の鹿沼市母子家庭医療費助成に関する条例第3条第1号又は第2号に該当する者を除く。)については、昭和59年10月1日に母子家庭医療費受給資格者証に助成対象者として記載された者とみなす。

附 則 (平成6年6月22日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の鹿沼市母子家庭医療費助成に関する条例第2条第1項第1号の規定は、平成6年4月1日から適用する。

附 則（平成6年12月19日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の鹿沼市重度心身障害者医療費助成に関する条例第2条第3項の規定、第2条の規定による改正後の鹿沼市乳児医療費助成に関する条例第2条第4項の規定、第3条の規定による改正後の鹿沼市妊産婦医療費助成に関する条例第2条第3項の規定及び第4条の規定による改正後の鹿沼市母子家庭医療費助成に関する条例第2条第3項の規定は、平成6年10月1日から適用する。

附 則（平成8年3月15日条例第4号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月25日条例第10号）

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 第1条の規定による改正後の鹿沼市重度心身障害者医療費助成に関する条例第2条第2項第3号の規定、第2条の規定による改正後の鹿沼市乳幼児医療費助成に関する条例第2条第3項第3号の規定、第3条の規定による改正後の鹿沼市妊産婦医療費助成に関する条例第2条第2項第3号の規定及び第4条の規定による改正後の鹿沼市ひとり親家庭医療費助成に関する条例第2条第2項第3号の規定 平成10年1月1日

(2) 第1条の規定による改正後の鹿沼市重度心身障害者医療費助成に関する条例第2条第2項第4号の規定、第2条の規定による改正後の鹿沼市乳幼児医療費助成に関する条例第2条第3項第4号の規定、第3条の規定による改正後の鹿沼市妊産婦医療費助成に関する条例第2条第2項第4号の規定及び第4条の規定による改正後の鹿沼市ひとり親家庭医療費助成に関する条例第2条第2項第4号の規定 平成9年4月1日

附 則（平成11年12月21日条例第27号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年12月26日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年9月30日条例第28号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年3月16日条例第17号）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月19日条例第17号）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月18日条例第12号）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月24日条例第16号）

- 1 この条例は、平成22年8月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例による。